

鹿屋市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鹿屋市知的障害者福祉法施行細則（平成18年鹿屋市規則第112号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第3条第1項中「知的障害者職親申込書」を「知的障がい者職親申込書」に改め、同条第2項中「知的障害者職親登録簿」を「知的障がい者職親登録簿」に改める。

第4条中「知的障害者又は」を「知的障がい者又は」に改め、同条中「知的障害者職親委託申込書」を「知的障がい者職親委託申込書」に改める。

第5条第1項中「知的障害者」を「知的障がい者」に改め、同条第2項中「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第6条第1項中「法第15条の32」を「法第15条の4」に改め、同条第2項及び第3項中「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第7条第1項中「知的障害者の」を「知的障がい者の」に改め、同条第3項中「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第8条中「知的障害者について」を「知的障がい者について」に改め、同条中「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第9条中「法第15条の32」を「法第15条の4」に、「解除するときは」を「した知的障がい者について当該措置を解除することを決定したときは」に、「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第10条第1項中「法第15条の32第1項及び」を「法第15条の4又は」に、「知的障害者」を「知的障がい者」に、「鹿屋市支援費の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第110号）第6条第2項に定める基準により」を「平成18年11月17日付け障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知による「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」に準じて」に改め、同条第2項中「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第12条第1項中「知的障害者」を「知的障がい者」に改め、同条第3項中「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第13条第1項中「知的障害者」を「知的障がい者」に改め、同条第3項中「当該知的障害者」を「当該知的障がい者」に改める。

第14条第1号中「知的障害者職親台帳」を「知的障がい者職親台帳」に改め、同

条第2号中「知的障害者更生指導台帳」を「知的障がい者更生指導台帳」に改める。

別記第3号様式中「知的障害者職親申込書」を「知的障がい者職親申込書」に、「知的障害者の数」を「知的障がい者の数」に、「知的障害者を使用した」を「知的障がい者を使用した」に改め、「印」を削る。

別記第4号様式中「知的障害者職親登録簿」を「知的障がい者職親登録簿」に改める。

別記第7号様式中「知的障害者職親委託申込書」を「知的障がい者職親委託申込書」に改め、「印」を削る。

別記第8号様式中「知的障害者の」を「知的障がい者の」に改める。

別記第10号様式中「知的障害者福祉法第15条32第1項」を「知的障害者福祉法第15条の4」に、「障害名」を「障がい名」に改める。

別記第13号様式中「障害名」を「障がい名」に改める。

別記第25号様式中「知的障害者職親台帳」を「知的障がい者職親台帳」に、「希望知的障害者数」を「希望知的障がい者数」に、「適当と思われる知的障害者」を「適当と思われる知的障がい者」に、「委託知的障害者氏名」を「委託知的障がい者氏名」に改める。

別記第26号様式中「知的障害者更生指導台帳」を「知的障がい者更生指導台帳」に、「障害の程度」を「障がいの程度」に、「障害名」を「障がい名」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。